

大阪府議会議会改革検討協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府議会会議規則（平成3年大阪府議会規則第1号）第124条第1項の規定により設置する議会改革検討協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、同条第4項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第2条 協議会に座長を置き、所属議員数が最も多い会派から推薦された議員をもって充てる。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、その所属する会派の議員が、その職務を代理する。

(委員の代理出席)

第3条 委員に事故があるときは、座長の承認を得て、その所属する会派の議員が職務代理者として会議に出席することができる。

(委員外議員の発言)

第4条 座長は、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 座長は、協議会の協議の結果を議会運営委員会の委員長に報告する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月30日から施行する。